

# 滑川市女性デジタル人材育成事業運用業務委託 仕様書

## 1. 業務名

滑川市女性デジタル人材育成事業運用業務委託

## 2. 業務の目的

滑川市内在住の女性を対象として、育児・介護などと仕事を両立し、継続的な就労を可能とするため、テレワーク等の多様な働き方に必要な知識の習得を支援するとともに、市内企業等に勤務する女性のデジタルスキルの向上を支援することで、女性の経済的自立やデジタル分野におけるジェンダーギャップの解消などの実現を目的とする。

## 3. 履行期限

契約締結日～令和9年3月26日

## 4. 履行場所

滑川市内（実地及びオンラインの併用）

## 5. 業務内容

市内在住の女性を対象として、

- ・デジタルスキルの習得を行うための研修プログラム
- ・就労支援

を行うため、以下の業務を実施する。

### （1）業務実施体制の構築

- ・円滑な業務遂行を図るための体制を構築し、企画・運営及び全体マネジメントを行う。
- ・本市や本事業参加者からの問合せに対応する事務局（市内での設置は必須ではない。）を設置する。

### （2）研修受講者の募集・選定

- ・受講者の定員は10名以上とする。
- ・本事業の実施にあたり、ランディングページ、チラシ等を作成し、効果的な広報を実施し受講者の募集活動を行うこと。
- ・受講者の募集に当たっては、市もホームページ、広報誌、SNS、ケーブルテレビ等を活用し周知を行うものとする。
- ・応募多数の場合は、市と協議の上定める選考基準に沿って受講者を選定するものとする。

### （3）研修プログラムの実施

#### ①研修内容

- ・デジタルスキルを習得することで、育児や介護との両立、多様な働き方やキャリアアップを実現できる研修プログラムを実施すること。

- ・企業に必要とされる DX の基礎知識を習得できるプログラムを実施すること。
- ・正規職員として勤務する女性が受講しても、キャリアアップや企業の生産性向上等につながる講座を盛り込むこと。
- ・受講者が、研修プログラムを理解しているかを把握するための進捗管理や受講上の相談対応などの支援を実施し、知識やスキルの習得のサポートに努めること。

## ②研修の開催方法等

- ・研修期間は、4 カ月以上とすること。
- ・集合研修及び e ラーニングを併用して実施するものとする。
- ・集合研修は滑川市内において 3 回以上開催することとし、就労・キャリアアップ等の意欲の向上・受講者同士の交流促進につながる内容とすること。なお、受講者集合型（受講者は滑川市内会場に集合）のオンラインによる研修も可能とするが、少なくとも 1 回は受託者も研修会場に常駐すること（詳細な内容及び開催方法は市と協議の上決定する。）。
- ・e ラーニングは概ね 100 時間以上の学習時間を要する内容とすること。
- ・e ラーニングや集合研修に当たり受講者が必要なソフトウェア等は、金銭的な負担が発生しないものを基本とし、有償のものを使用する場合は安価なものとする（有償のソフトウェア等を必要とする場合は、受講期間中に必要となる 1 人当たりの費用の目安を記載すること。）。

## （4）就労支援

- ・受講者の就労を促進するため就業先となる企業やリモートワークの案件開拓などを実施すること。
- ・受講者が習得したデジタルスキルを活用して就労できるよう、キャリアヒアリング及び案件紹介等の就労支援を行うこと。
- ・受講者が円滑にリモートワークの案件に応募できるよう、応募の流れ・ポイント等について必要な説明等の支援を行うこと。

## （5）実施効果の測定

### ① アンケート調査の実施

- ・研修プログラム終了後、受講者に対してアンケート調査を実施すること。
- ・アンケート調査の実施後、集計結果を整理した報告書を速やかに報告すること。

### ② 追跡調査

委託期間内に受講者に対する追跡調査を実施し、就職等就労状況を把握するものとし、追跡調査の実施結果等をまとめた報告書を提出すること。

### ③ 改善提案

次年度以降の本業務の実施に向けて、今年度の実施結果を踏まえた改善提案を行うこと。

## （6）業務報告

- ・業務終了後、業務の実施結果についての報告書を、電子データにより提出すること。
- ・業務遂行上必要があると市が判断し、報告を求めた時は、必要な情報についてその都度報告すること。

## （7）令和 6 年度・令和 7 年度受講者とのコミュニティの形成

- ・令和6年度及び令和7年度に滑川市女性デジタル人材育成事業を受講した受講者と令和8年度に本事業を受講する受講者が交流を深め、令和8年度受講者のモチベーションの向上及び市内での女性活躍推進・地域活性化等に寄与するコミュニティの形成を図ること。

## 6. その他

- ・本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- ・受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとし、適切な管理を行わなければならない。
- ・業務の実施に当たっては、本市と綿密な連携を図ること。
- ・業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- ・本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は本市及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする。